

■ 多言語FM放送 ■ 【自動車免許】

今回の「香夢音 I-PAL」は、自動車免許についてです。

皆さんの中には、母国で取得した運転免許証をお持ちの方がいらっしゃると思います。また、持っていないので、これから、日本で免許を取得したいと思っている方もいるのではないのでしょうか。

日本で車を運転するには、ジュネーブ条約に基づく国際免許証か日本と同等の水準にあると認められる一部の外国の免許証を使う方法、外国で取得した免許証を日本の免許証に切り替える方法、それから日本で試験を受けて新たに免許証を取得する方法の3つがあります。

このうち、国際免許証と一部の外国の免許証は、有効期限内であれば、日本に上陸してから1年間は運転できます。1年間経過以降も運転する場合は、再入国の許可を受け出国し、国際免許証か一部の外国の免許証を取得することになりますが、3ヶ月以上滞在のうえ入国しない限り、日本では運転できません。それでも運転できるのは免許証交付から1年間です。

もっと長く日本で運転するためには、やはり、外国で取得した免許証を日本の免許証に切り替えるか、日本で試験を受けて免許証を取得することになります。

日本の免許証に切り替えるためには、外国の免許証を取得してから、通算してその国に3ヶ月以上滞在していたこと、その外国の免許証が有効期限内にあることが条件です。切り替えの申請をする場合に必要なのは、外国の免許証と一定の者が作成した日本語による免許証の翻訳文、出入国の記録のわかるパスポート、外国人登録証、写真などです。そして、試験は、最初に書面審査があり、その後、知識の確認と実技の確認テストが実施されます。書面審査では、免許を取得した状況を詳しく聞かれますので、日本語があまり話せない方は通訳を同伴した方がいいでしょう。知識の確認テストは、20数ヶ国語で実施しています。また、試験が免除される国もあります。

予約や問い合わせは、香川県運転免許センターで16:00～17:00にお電話してください。電話番号は、087-833-0110 試験係に繋いでもらってください。

新しく日本の運転免許を取得するには、なんら特例的な規定はなく、日本人と同様の方法で試験を受けてることになります。筆記試験は、日本語と英語で実施しています。

日本で運転をする場合には道路交通法に従った運転をしなければいけません。道路交通法違反をした場合には、反則金が課せられます。また、場合によっては免許取り消しや、運転停止の処分が下されます。皆さんは、安全運転に十分心掛けて、ドライブをエンジョイしてください。

COME ON! I-PAL

英

来週は中国語放送ですので、次回の英語放送は再来週5月9日 日曜日の午後8時55分から。「自動車免許・自動車保険」についてお送りします。

-

中

来週は英語放送ですので、次回の中国語放送は再来週5月16日 日曜日の午後8時55分から。「自動車免許・自動車保険」についてお送りします。